

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月十九日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第一号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三一の部三の項中

学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了

を

- (1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
- (2) (1)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。